

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき小清水町防災会議が作成する計画であり、小清水町の地域にかかわる防災に関し予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 小清水町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

小清水町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 第1編 総 則
- 第2編 風水害等対策計画
- 第3編 地震・津波災害対策計画
- 第4編 火山災害対策計画
- 第5編 事故災害対策計画
- 第6編 資 料 編

第3節 用 語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ次に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
水 防 法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
町 防 災 会 議	小清水町防災会議
本 部（長）	小清水町災害対策本部（長）
町 防 災 計 画	小清水町地域防災計画
防 災 関 係 機 関	小清水町防災会議条例（昭和38年3月20日条例第8号）第3条に定める委員の属する機関
災 害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防 災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複 合 災 害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町、道、防災関係機関及び住民の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第5節 計画の修正要領及び周知

1 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな計画を必要とするとき。
- (4) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (5) その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事との協議を要せず、町防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

2 計画の周知

この計画は、町及び防災関係機関の職員、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底を図るとともに、町防災計画のうち特に必要と認める事項については、基本法第42条第4項に定める公表のほか、住民に対しても周知徹底を図るよう措置するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

区分	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	北海道開発局 ・ 網走開発建設部	(1) 国道の維持防災及び輸送の確保に関すること。 (2) 管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧及びその他の管理に関すること。
	網走南部森林管理署	(1) 所轄国有林等につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林等の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
	陸上自衛隊美幌駐屯地 ・ 第6普通科連隊	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害派遣要請権者の要請等に基づく人命又は財産保護のための救援活動及び応急復旧活動に関すること。
	網走海上保安署	(1) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導、救助、海上犯罪の予防及び航路障害物などの除去に関すること。 (3) 船舶に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の通報及び災害情報の収集に関すること。 (4) 港内、沿岸海域の警戒及び救難に関すること。 (5) 海上災害の防止及びこれに伴う船舶交通の危険防止のための措置に関すること。
	網走地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民

		<p>への周知に関すること。</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</p> <p>(7) 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>
北海道	オホーツク総合振興局 ・地域政策課	<p>(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営・企画に関すること。</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及びその他災害予防措置に関すること。</p> <p>(3) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</p> <p>(4) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施の支援、総合調整に関すること。</p> <p>(5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
	網走保健福祉事務所	<p>(1) 医療施設・衛生施設等の被害報告に関すること。</p> <p>(2) 災害時における医療救護活動の推進に関すること。</p> <p>(3) 災害時における防疫活動に関すること。</p> <p>(4) 災害時における給水・清掃等環境衛生活動の推進に関すること。</p> <p>(5) 災害時における被災者の保健衛生に関すること。</p> <p>(6) 医療・防疫・薬剤の確保及び供給に関すること。</p>
	網走建設管理部 ・斜里出張所	<p>(1) 水防技術の指導に関すること。</p> <p>(2) 関係河川の水位の観測に関すること。</p> <p>(3) 災害時における関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>(4) 災害時における関係公共土木被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>(5) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。</p> <p>(6) 所轄道路、河川の保全、災害復旧対策に関すること。</p>
	網走農業改良普及センター ・清里支所	<p>(1) 農作物の災害応急対策、指導に関すること。</p> <p>(2) 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 農作物の需給調整に関すること。</p>
北海道警察	北海道警察 ・斜里警察署	<p>(1) 災害時における、住民の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 犯罪の予防、取締り等に関する事。 (5) 危険物に対する保安対策に関する事。 (6) 広報活動に関する事。 (7) 自治体等の行う防災業務の協力に関する事。
小 清 水 町	小清水町役場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議に関する事務に関する事。 (2) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 (3) 防災組織の整備、資材の確保、その他の災害予防に関する事。 (4) 災害時における給水、防疫、食料供給等災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (5) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の住民への伝達に関する事。 (6) 自主防災組織の充実に関する事。 (7) 住民の自発的な防災活動の促進に関する事。 (8) 防災訓練に関する事。 (9) 防災思想の普及に関する事及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動に関する事。 (10) 町内における災害情報、被害状況の収集報告に関する事。
	小清水町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育指導に関する事。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関する事。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。
	斜里地区消防組合 ・小清水消防団 ・小清水分署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動に関する事。 (2) 小清水町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関する事。 (3) 火災警報等の住民への周知に関する事。 (4) 住民の避難誘導と人命救助に関する事。 (5) 津波警報発表時における潮位検測に関する事。 (6) 緊急時における病人、負傷者の搬送に関する事。 (7) 被災地の警戒体制に関する事。
指 定 公 共 機 関	日本郵便(株) ・小清水郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関する事。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関する事。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。
	東日本電信電話(株) ・北海道事業部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限の実施及び重要通信の確保に関する事。
	(株)NTTドコモ北海 道支社 ・北見支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

	KDDI(株) ・北海道総支社	
	ソフトバンクモバイル(株)	
	日本赤十字社北海道支部 ・小清水町分区	(1) 災害時における緊急医療、助産及びその他救助・救護に関すること。 (2) 災害時における医療防疫対策の協力に関すること。 (3) 災害義援金の受け取りに関すること。
	日本放送協会 ・北見放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	日本通運(株) ・北見支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
	北海道電力(株) ・斜里営業所	(1) 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。 (2) 電力施設等の防災管理を行うこと。 (3) 電力施設の災害復旧を行うこと。
指定 地 方 公 共 機 関	小清水赤十字病院	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及びその他救助の実施に関すること。
	(一社)北見医師会	(1) 災害時における救急医療に関すること。
	(一社)北見歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。
	(一社)北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
	(一社)北海道獣医師会	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
	北海道放送(株)	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。
	札幌テレビ放送(株)	(2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	北海道テレビ放送(株)	
北海道文化放送(株)		
重 公 要 的 施 設 の 管 理 者	小清水町農業協同組合	(1) 農作物の災害応急対策、指導を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと。 (4) 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策を行うこと。 (5) 農作物の需給調整を図ること。 (6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。
	小清水町商工会	(1) 被災商工業者に対する融資及び斡旋を行うこと。 (2) 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関

	<p>する事務を行うこと。</p> <p>(3) 災害時における物価の安定について協力すること。</p> <p>(4) 災害時における救助用物資、復旧資材の確保について協力すること。</p>
網走地区森林組合	<p>(1) 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。</p> <p>(2) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。</p>
小清水自治会連合会 小清水赤十字奉仕団	<p>(1) 災害時における炊き出しの支援を行うこと。</p> <p>(2) 町が行う被災者に対する救助活動の協力を行うこと。</p>
危険物関係施設の管理者	<p>(1) 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。</p> <p>(2) 災害時における被害状況調査及び報告に関すること。</p>

第7節 住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、さまざまな主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法

第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて

町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第2章 小清水町の概況

第1節 自然条件及び社会的現況

1 位置及び面積

北海道の東北部、オホーツク海に面したオホーツク総合振興局管内東部を占める斜里郡にあり、郡内の西部に位置している。周囲は、北が全面オホーツク海に面し、東は斜里町、清里町、西は網走市、大空町、南は釧路総合振興局管内弟子屈町とそれぞれ接している。総面積は287.04 km²であり、約5割を山林が占めている。

地目別土地面積

地目	宅地	畑	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積 (km ²)	3.76	106.37	144.98	6.64	3.34	4.12	17.83	287.04
割合 (%)	1.3	37.1	50.5	2.3	1.2	1.4	6.2	100.0

(平成27年度 固定資産概要調書)

2 地 勢

本町の地形は南部山岳地帯からなだらかに北部に向かって低下しており、オホーツク海岸に達する傾斜状地帯となっている。国有林におおわれた南部山岳地帯から中部地帯にかけて幾条もの丘陵が南北に走り、東西の断面は波状形の起伏をなし、丘陵に沿って止別川、浦士別川が流れ、中部地帯から北部に流下するに従い河川流域は平らな低地を形成し、海岸地帯はおおむね平坦面となっている。

3 気 象

本町は、北辺が全面オホーツク海に面しており、内陸部は北見山地と千島火山帯に遠巻きに包まれているため、オホーツク海の海流、海霧、流氷などの影響を受けるオホーツク型気候である。

春の訪れは例年4月中旬ごろで、夏は暑く短く、内陸性気候を示す。

冬は降雪量は少ないものの、季節風のため地吹雪は凄まじく、また流氷接岸の南限になり、凍雪があたり一面をおおう長い冬となっている。

平成26年気象概況

要素 月	気 温			降 水 量		風 速		日照時間 (h)
	平 均 (℃)	最 高 (℃)	最 低 (℃)	合 計 (mm)	日最大 (mm)	平 均 (m/s)	最 大 (m/s)	
1月	-7.3	4.2	-19.1	20.0	8.5	3.5	12.4	126.9
2月	-6.3	6.2	-21.4	25.0	8.0	3.8	14.6	153.4
3月	-2.5	11.6	-15.3	27.5	6.0	3.8	13.6	185.1
4月	3.8	25.2	-7.6	64.5	48.0	3.9)	12.7)	210.8
5月	10.1	29.4	-0.3	92.0	59.0	4.3	15.7	167.2
6月	16.2	34.9	4.9	47.0	24.5	4.0	11.5	198.2
7月	18.8	30.1	8.5	81.0	31.0	3.4	11.1	220.4
8月	19.9)	32.8)	7.6)	177.5)	47.5)	3.1)	12.7)	129.1)
9月	15.2)	26.1)	3.8)	76.0)	16.0)	3.4)	12.7)	156.6)
10月	9.3	23.9	-3.0	71.0	45.5	3.6	14.5	165.7
11月	4.2	17.5	-7.6	24.5	7.0	3.6	14.7	143.7
12月	-3.3	11.3	-14.8	59.5	36.5	4.0	17.0	145.1
全年	6.5	34.9	-21.4	765.5	59.0	3.7	17.0	2002.2

※値)は欠測を含む数値

(小清水地域気象観測所)

4 社会的現況

災害は、気候、地質等の自然条件とともに、社会的条件にも大きな要因となる。

被害を拡大する社会的災害要因として、年齢構成や生活環境の変化、情報化社会の進展、住民の共同意識の変化などがある。

(1) 人口、世帯数等

小清水町の総人口は、5,279人（平成26年1月1日現在の住民基本台帳より）である。

年齢構成では、年少人口（15歳未満）比率11.5%、高齢者人口（65歳以上）比率32.7%であり、少子化・高齢化の傾向にある。

これら核家族化、少子化、高齢化の状況から、地域の防災活動に大きな支障を来すことが懸念される。

(2) 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となることが予想される。

また、高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られるので、要配慮者に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策を行うなど防災のさまざまな場面において、要配慮者利用施設の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

(3) 高度情報化の進展

近年の情報分野における目覚ましい技術革新を背景として、ニューメディア、データベースシ

システムなどの最新の情報システムは、社会、経済、生活の各方面に広く活用され、安全で快適な社会づくりに貢献している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中枢管理機能の集積を促進し、社会経済活動の動脈として益々重要性を増してきているが、ひとたび災害によって被害を受け、機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖が発生する危険性を内包している。

(4) 住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、生活水準を向上させ、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化してきている。近年の大規模地震の多発により災害の恐ろしさを認識することにより、住民の助け合い連帯意識の必要性が再認識されてきている。

第2節 災害の概況

1 気象災害の概況

(1) 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と、低気圧や前線による降雨や気温の上昇によって融解が促進され、いわゆる融雪災害が起こる。

発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

(2) 夏の災害

ア 大雨

北海道には、梅雨がないといわれる。しかし、梅雨前線が北上し、大雨に見舞われることもある。

また、温かく湿った空気の流入で大気の状態が不安定になり、局地的に大雨が降り、土砂災害や洪水害・浸水害が発生することがある。

イ 冷害

夏の低温・日照不足が農作物の生育に重大な影響を与えており、気象との闘いを余儀なくされている。

これは、作物の開花時期にオホーツク海高気圧の発生により、オホーツク海から冷湿な空気が入り込むことや、前線が停滞することにより低温・日照不足となり、作物の生育や結実に支障を来すこと等による。

(3) 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の最盛期でもある。台風が接近するころは、この勢力が弱まっているのが普通であるが、時にはその勢力を維持して接近し、本町に甚大な災害をもたらす場合もある。

(4) 冬の災害

ア 流氷災害

流氷は、1月中旬～下旬ごろにオホーツク海沿岸に接岸し、最盛期の2月中旬～3月中旬にかけては、オホーツク海の約80%が流氷におおわれて船舶の航行が困難になる。また、流氷の勢力が強い年には魚介類や海藻等に大きな被害をもたらす。

イ 雪害

春先の融雪出水のほか、吹雪や吹き溜りによる交通障害、鉄道ダイヤの混乱、通行障害の続出、なだれによる鉄道、バス等の途絶、家屋の倒壊、埋没、更には、積雪による農業施設の倒壊、農期間及び植物生育期間の短縮により冷害や秋まき小麦の雪枯病などが懸念され

る。

ウ 凍害

雪害のほか冬季の災害には凍害がある。凍上は雪の少ない道東方面で多く土壌中の水分が凍り地面に凸凹を生ずるため路面が不均衡となり道路交通の障害、列車事故やトンネルの崩壊をもたらすことがある。

2 小清水町の過去における災害記録

小清水町の過去における災害記録は資料3-1のとおり。

第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

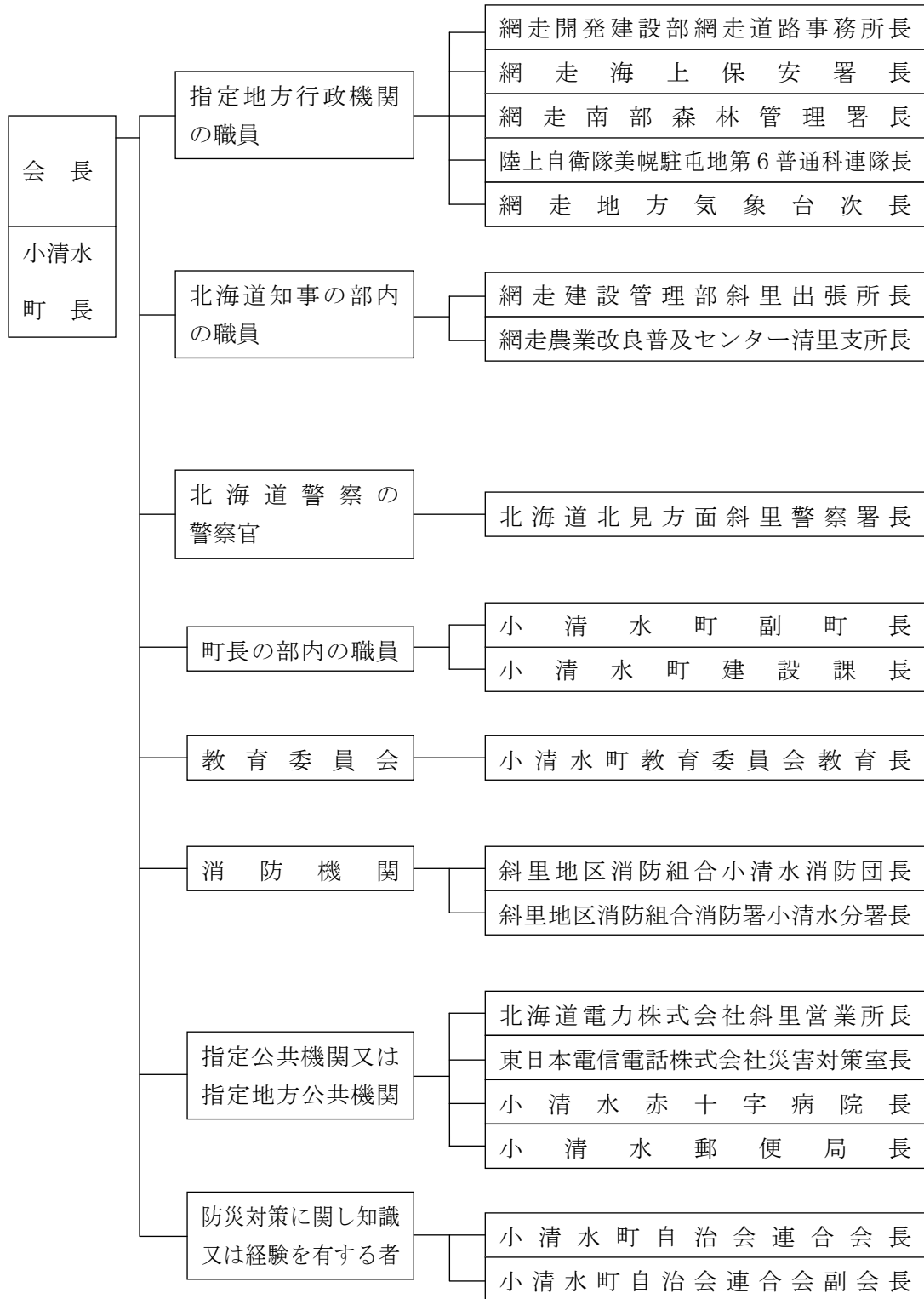
なお、小清水町における防災行政を総合的に運営するための組織として基本法に基づく町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する。

第1節 防災会議

町長を会長とし、小清水町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、小清水町防災会議条例の定めによるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は、小清水町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要であると認められるときは、基本法第23条の2に基づき、次により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 設置

(1) 設置基準

本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要となる時 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要となる時
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要となる時 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要となる時
地震 (津波)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・オホーツク海沿岸部に大津波警報が発表されたとき ・町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき、又は発生すると予想される時
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時 ・多くの死傷者が発生したとき
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出活動の難航が予想される時 ・航空機が消息を絶ったとき

鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき

(2) 名 称

小清水町〇〇〇災害対策本部とする。

ただし、〇〇〇は、災害名を付するものとする。

(3) 設置場所

本部は、原則として役場庁舎に設置する。

なお、役場庁舎が被災した場合は、代替施設を選定しておく。

(4) 通 知

町長は、本部を設置したときは、直ちに、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。

ア オホーツク総合振興局

イ 本部員並びに小清水町防災会議構成機関

ウ その他防災関係機関及び住民

エ 隣接の市町

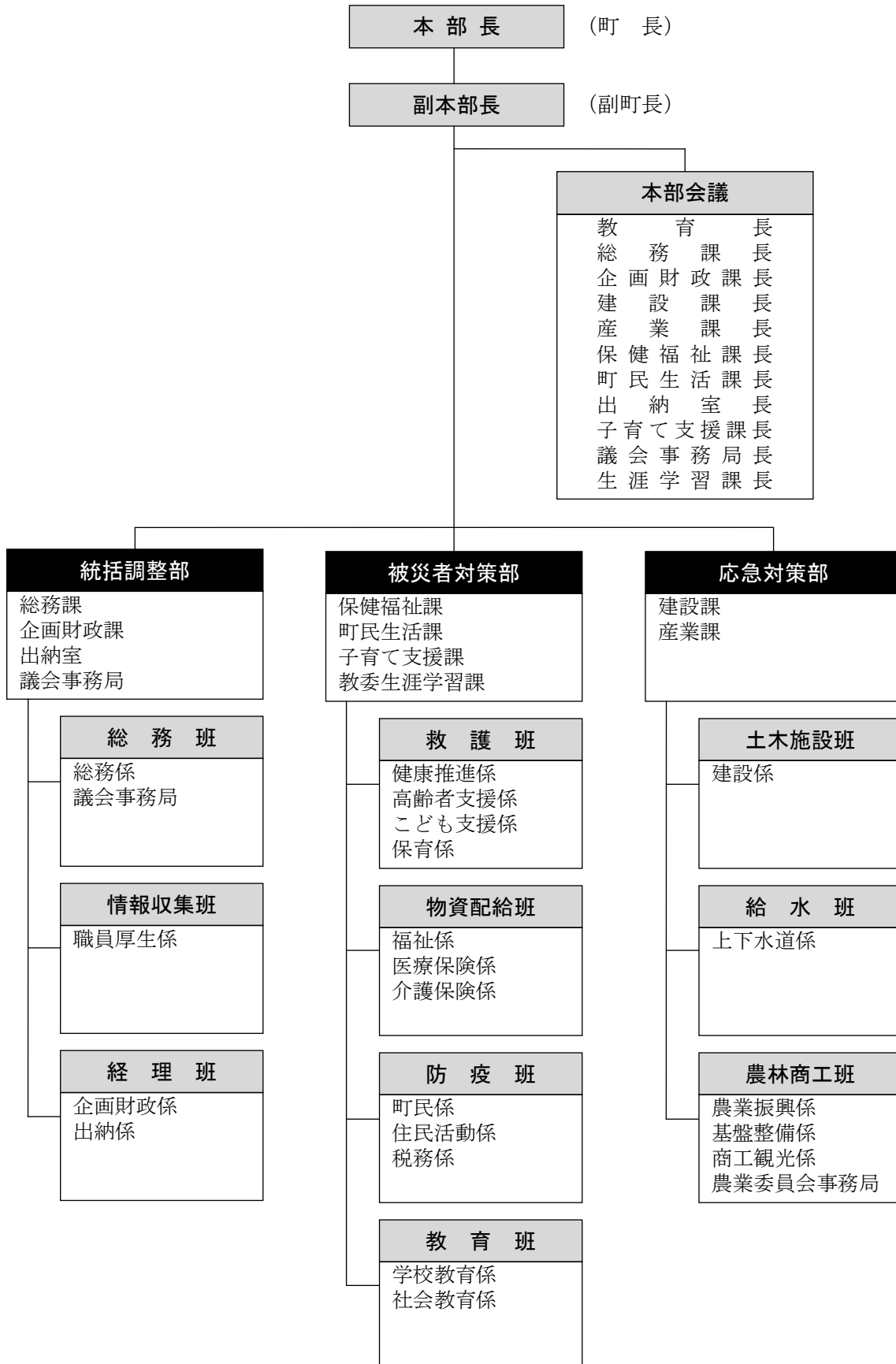
(5) 廃 止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了したときに廃止する。

なお、廃止の通知は、設置の場合に準ずる。

2 組織

小清水町災害対策本部組織図



3 運 営

本部の運営は、小清水町災害対策本部条例（昭和38年3月20日条例第9号）に定めるところによる。

4 業務分担

本部の業務分担は、次のとおりである。

(1) 本部員会議

ア	本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること
イ	災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること
ウ	関係機関に対する応援の要請に関すること
エ	その他災害対策に関する重要な事項

(2) 各 部

(◎は部長／○は班長)

チー ム	班	業 務 分 担
各部共通	各班共通	(1) 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること (2) 所管に属する災害応急対策等に必要な資機器材の整備及び点検に関すること (3) 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること (4) 災害時における所管事項の執行記録に関すること
統括調整部 ・総務課 ・企画財政課 ・出納室 ・議会事務局	総務班 ・総務係 ・議会事務局	(1) 防災会議に関すること (2) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること (3) 災害対策本部の庶務に関すること (4) 北海道及び中央関係機関に対する要望及び資料調整に関すること (5) 自衛隊の派遣要請に関すること (6) 災害に関する通報の発受に関すること (7) 部員の非常招集に関すること (8) 部員・班員の動員計画に関すること (9) 各部との連絡調整に関すること (10) その他各部の他の班に属さないこと
	情報収集班 ・職員厚生係	(1) 庁舎の電話通信の管理及び確保に関すること (2) 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の収集及び伝達に関すること (3) 各関係機関及び団体との連絡及び情報交換に関すること (4) 災害資料の取りまとめに関すること (5) 災害の広報に関すること (6) 被災地の公聴活動及び報道機関との連絡調整に関すること (7) 災害時の記録写真撮影に関すること

		(8) その他災害の情報収集及び報告に関すること
	経理班 ・企画財政係 ・出納係	(1) 災害予算の編成、経理及び資金の調達に関すること
被災者対策部 ・保健福祉課 ・町民生活課 ・子育て支援課 ・生涯学習課	救護班 ・健康推進係 ・高齢者支援係 ・子ども支援係 ・保育係	(1) 避難所の設置に関すること (2) 住民の避難誘導に関すること (3) 要配慮者に対する支援に関すること (4) 被災者の応急炊き出しに関すること (5) 日赤道支部その他民間団体及びボランティアの受入れ・連絡調整に関すること (6) 行方不明者の捜索に関すること (7) 被災者の相談及び被災者に対する生活援助に関すること (8) 被災者に対する見舞金に関すること (9) 被災者の調査報告に関すること
	物資配給班 ・福祉係 ・医療保険係 ・介護保険係	(1) 救援物資の調達に関すること (2) 救援物資の配給計画及び配給に関すること (3) 救援物資の保管に関すること
	防疫班 ・町民係 ・住民活動係 ・税務係	(1) 感染症予防に関すること (2) 遺体の収容処理及び埋葬に関すること (3) 災害時における廃棄物の処理に関すること (4) その他清掃及び防疫に関すること
	教育班 ・学校教育係 ・社会教育係	(1) 児童生徒の収容及び施設の決定に関すること (2) 児童生徒の教育対策に関すること (3) 教育施設の災害状況の調査報告に関すること (4) 教育施設の管理保全及び応急措置に関すること (5) 教育施設の災害復旧対策に関すること
	応急対策部 ・建設課 ・産業課	土木施設班 ・建設係
	給水班 ・上下水道係	(1) 水源の管理保全並びに水質保全に関すること (2) 水道施設の保守管理に関すること (3) 水道施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること (4) 水道施設の災害復旧対策に関すること

		(5) 応急給水及び給水の広報に関すること (6) 給水車両の配車計画に関すること
	農林商工班 ・農業振興係 ・基盤整備係 ・商工観光係 ・農業委員会 事務局	(1) 農地・農業用施設及び農作物などの被害調査及び応急措置に関すること (2) 農業用施設・水産関係施設の管理保全及び応急措置に関すること (3) 農業用施設・水産関係施設の復旧対策の総合企画に関すること (4) 被災農家の援助対策に関すること (5) 種苗の確保に関すること (6) 治山・治水対策に関すること (7) 山林火災の予消防・治水対策に関すること (8) 商業災害の調査報告とその対策に関すること (9) 中小企業者への災害融資などの相談と対策に関すること (10) 災害時における物価対策に関すること

5 現地本部

(1) 設置

町長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

現地本部は、本部長が指定する場所に設置する。

(2) 現地本部の組織等

ア 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって組織する。

イ 現地本部長は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

ウ 現地本部員は、本部の職員のうちから本部長の指名する職員をもって充てる。

エ 現地本部は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

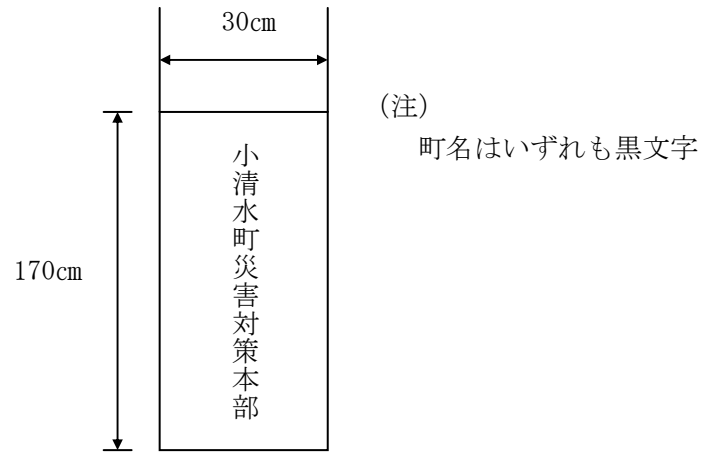
(3) 廃止及び通知

現地本部の廃止及び通知等については、本部の取扱いに準じて行う。

6 標識

本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板（別図1）を掲出するものとする。

別図1 標示板



第3節 配備体制

本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次により必要な配備体制をとる。

1 配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

(2) 非常配備体制

ア 風水害等発生時

区分	配備基準	配備体制	任務	参集範囲
本部設置前の体制	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報が発表されたとき。 2 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル2相当） 3 事故等が発生し、社会的影響が懸念されるとき。 4 その他町長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合速やかに対処するため、各課の少数の人員をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡	各課長等（管理職）
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生した	関係各課の所要人員をもって当たるもので、災害発生時には直	○情報の収集 ○関係機関	各課所要の人員

本部体制		<p>とき。</p> <p>2 大規模な事故等が発生したとき。</p> <p>3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>4 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>ちに応急活動が開始できる体制とする。</p>	<p>との連絡</p> <p>○応急措置の実施</p>	
	第3非常配備	<p>1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報が発表されたとき。</p> <p>2 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が特に甚大であると予想される時。</p> <p>3 重大な災害が発生したとき。</p> <p>4 広域又は多数の死傷者が発生するなど社会的影響を及ぼす大規模な事故等が発生したとき。</p> <p>5 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>	<p>○災害業務全般の実施</p>	<p>全職員</p>

イ 地震・津波発生時

区分	配備基準	配備内容	
警戒配備態勢	<p>震度1～3の地震が発生し、災害対策本部を設置するには至らないが、特に総務課長が必要と認めたとき。</p>	<p>総務課において情報収集活動等、必要に応じ対応する。</p>	
災害対策本部の設置	第1非常配備	<p>1 震度4の地震が発生したときで町長が必要と認めたとき。</p> <p>2 オホーツク海沿岸に「津波注意報」が発表されたときで、町長が必要と認めたとき。</p> <p>3 その他、特に町長が必要と認めたとき。</p>	<p>総務課・建設課・町民生活課の担当職員が出動し、被害状況の確認等を行い、状況等により職員の出動・災害対策本部の設置を図る。(隣接する町で震度4以上)</p>

<p>第2非常配備</p>	<p>1 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 2 オホーツク海沿岸に「津波警報」が発表されたとき。 3 その他、特に町長が必要と認めたとき。</p>	<p>第1非常配備の職員及び災害対策本部員会議構成員が出動し、被害状況の確認と、状況等により職員の出動及び災害対策本部の設置を図る。</p>
<p>第3非常配備</p>	<p>1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 オホーツク海沿岸に「大津波警報（特別警報）」が発令されたとき。 3 その他、特に町長が必要と認めたとき。</p>	<p>全職員が出動し、災害対策本部を設置し、災害復旧活動等を行う。</p>

(備考) 1 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

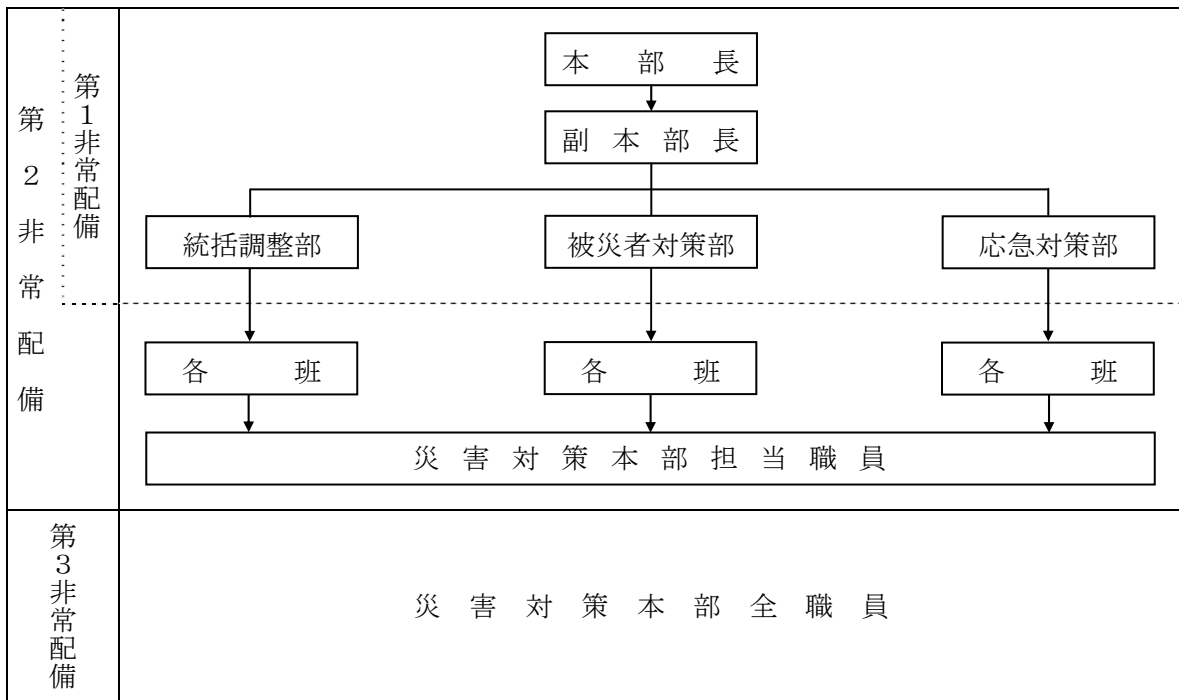
2 第1・第2非常配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減するものとする。

2 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

- (1) 統括調整部は、本部長の非常配備決定に基づき各部内の各課長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた各部の各課長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各部の各課長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各部班においては、あらかじめ部班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行うものとする。

動員（招集）系統図



3 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 統括調整部は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報及び地震・津波情報の收受・伝達等を行う。
- (イ) 統括調整部は、雨量・水位・震度等に関する情報を関係先から収集する。
- (ウ) 関係各部は、統括調整部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。

- (イ) 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 統括調整部は、各部及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部は災害対策活動に全力を注ぐとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置くものとする。

ア 本部長が必要と認めたときは、本部連絡員を置き、それには統括調整部員を充てる。

イ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達するものとする。

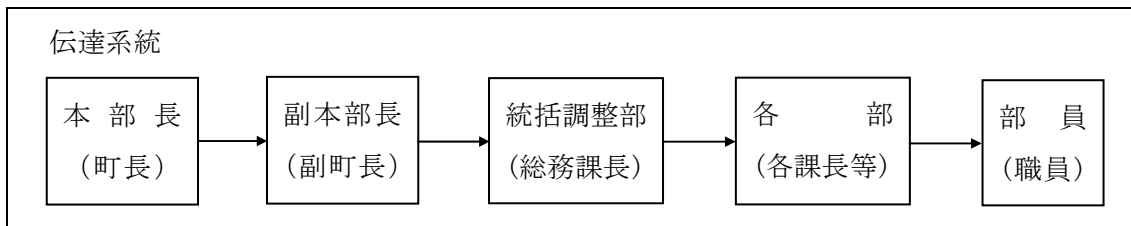
第4節 職員の動員計画

1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(1) 本部職員等に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

職員の動員は、本部の配備体制（本編本章第3節「配備体制」）に従って、本部長の決定に基づき、統括調整部が各部に対し庁内放送、電話等で行う。

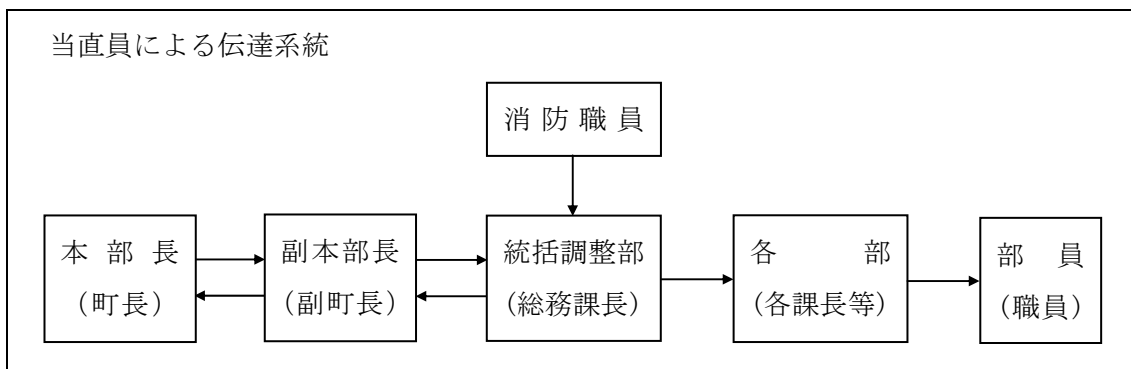


各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査そのほかの応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

イ 休日等又は退庁後の伝達

当直員は、次の情報を察知したときは統括調整部（総務課長）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に通知するものとする。（統括調整部（総務課長）不在の場合は、総務課職員が代理する。）

- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら感知し、緊急に
応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に
応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



(2) 職員の自主登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁する。

なお、本部が設置された場合は、放送機関に依頼して、テレビ、ラジオ等により周知させる

ものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁する。

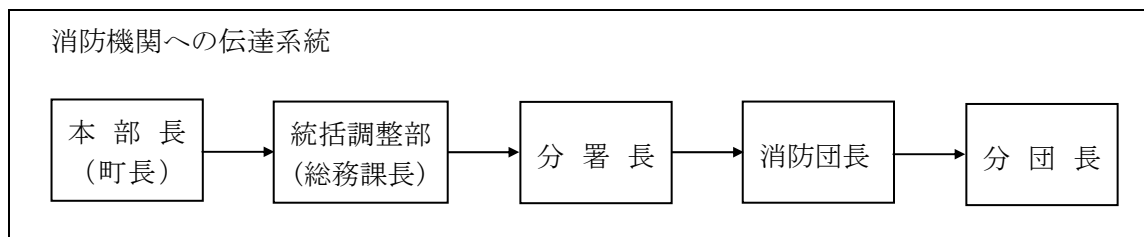
(3) 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき各部が配備体制を確立したときは、部長等は、直ちに本部長に報告する。

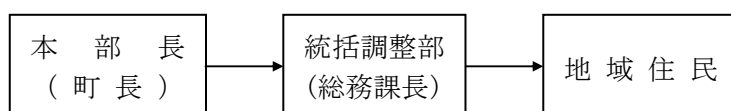
(4) 消防機関に対する伝達及びその出動

ア 消防機関への伝達

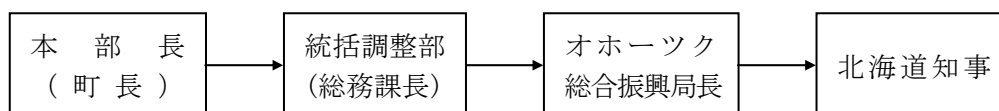
本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達システムにより行う。



イ 住民等の緊急従事に対する伝達



ウ 北海道知事（オホーツク総合振興局長）に対する応援要請伝達



2 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する班員を他の部に応援させる。

災害の状況により応援を必要とする班にあっては、次の事項を明らかにして統括調整部（総務課長）を通じて本部長に申請し、必要な応援を受ける。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 所要人員（男、女別）
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項